

平成24年度 第3回芦屋市立中学校の給食実施検討委員会 会議録

日 時	平成24年10月16日（火） 9：30～12：00
場 所	芦屋市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 増澤 康男 副委員長 山口 謙次 委員 山本 哲也 長谷川 則光 富永 治美 平岡 栄 樽井 千津子 友廣 剛 杉本 じゅん子 松本 朋子 青田 悟朗 事務局 丹下 秀夫 北野 章 萩原 裕子 根来 泰子 長良 晶子
会議の公表	■ 公開
傍聴者数	5 人

1 会議次第

- (1) 学校教育部長挨拶
- (2) 協議
 - ① 前回までの協議の整理
 - ② 給食の実施方式別の特徴と課題
 - ③ 意見交換
- (3) 今後の日程
 - ① 中学校給食の視察について（山手小・中の昼食視察及び他市の中学校給食）
 - ② 次回の検討委員会について

2 配布資料

- 資料1 給食の実施方式別の特徴・課題
- 資料2 給食の献立とアレルギー対応について
- 資料3 土地の用途地域に係る資料
- 資料4 三田市の給食視察について
- 資料5 第2回芦屋市立中学校の給食実施検討委員会 会議録

3 協議

委員長：前回までの協議の整理についてですが、芦屋市の中学校給食は、選択式でなく全員喫食とすること、また市の栄養士が管理できるものということを確認したが、よろしいですか。

また、給食視察を通して、改めて課題も出てきたと思うので、視察で感じられたこと等について後ほど皆様からご意見いただきたい。

前回の検討委員会では、4つの方式を比較する中で、センター方式については工場用地の確保が大きな問題となっていた。また、親子方式については、昔は今よりも多くの給食を作っていたのだから、やりくりすれば中学校分も対応できるのではという意見があった。これらについて事務局から説明をお願いしたい。また、アレルギー対応は、各々の方式でどう違うのか、様々な要望にどこまで対応出来るのか。これらについての情報もいただきたいという話も出された。事務局から説明をお願いしたい。

事務局（北野課長）：三田市の給食視察についてまとめた資料をご覧ください。三田市は直営のセンター方式で、ゆりのき台給食センターでは24校園（約6,500食）の給食を作り、敷地面積は約1万㎡。その中で事務、調理、パートを含め53人が働いている。センターの維持管理費はゆりのき台給食センターが、年間約7,900万円、狭間ヶ丘給食センターは5,500万円。ただし、この額には人件費とガス代は含まず、諸々も含めると総額で約5億円になる。また、配送に要する経費は年3,300万円。配送用トラックは市が16台保有し、ゆりのき台給食センターでは10台が稼働している。トラック1台で1校に配送しており、1台が2往復することで2校に配送する。献立によっては冷めにくい二重食缶を使用している。給食の献立は、幼稚園、小学校、中学校ともに同一メニューで、提供する量を変えている。アレルギー対応については、基本的に除去食を作るなどの対応はセンターとしては行っていない。除去の対応が難しい場合は家庭から弁当持参の対応となるが、その数は少ない。また視察したゆりのき台中学校では、給食時間が12時40分から13時20分と、比較的長く取られている。

青田委員：管理経費が重要だと思う。維持管理費、人件費の内訳、配送費も含まれての5億円か。

事務局（北野課長）：約7,900万円、5,500万円は、23年度決算の数字と聞いている。これに人件費等が加わるが、総額5億円の詳細までは聞いていない。

青田委員：直営にせよ委託にせよ、最低経費がどれ位かかるか把握した上で検討が必要。生徒数は長期的には減少するだろう。場当たりにやるのは、いかがなものか。引き続き、経費については検討が必要である。

委員長：市の財政に影響するものであるから、情報だけはいただきたい。経常経費がどれ位かかるのか、大まかな数字でも構わないので出していただきたい。

事務局（北野課長）：次に給食の献立と提供数、アレルギー対応についての変化について説明させていただく。児童数が多かった時期は、昭和50年代で、宮川小学校では、昭和54年度は児童数が1,595人で、職員分も合わせて1,660食の給食を作っていた。献立の内容は、米飯給食は、月に2～3回実施。また、チーズ、ゆで卵、果物のように調理に手間がかからないものが今より多く使われていた。アレルギー対応が始まったのは二十数年前で、当時は対応が必要な児童も各学校で2～3名。対応品目も、卵、牛乳、大豆程度だった。

次に平成24年度の献立例をあげているが、コッペパン、牛乳、鶏のバジル焼き、パスタのイタリアンソース、ミネストローネ等、手間ひまをかけた給食になっている。米飯給食は週3日で、白ご飯のほか、炊き込みご飯、混ぜご飯などがあり、昔の献立と比べて手間をかけたメニューが増えている。アレルギー対応は、学校により対応が必要な児童数は異なるが、少ないところは3種類で延べ人数5人、多いところでは15種類75人のアレルギー対応を行っている。

また、小学校の給食設備は、今の提供数や献立に応じたものが入っており、さらに多くの人数の給食を作るには調理場の拡大や、新しい設備の設置が必要となる。さらにこの工事が夏休みだけで終わらないことも予想され、小学校の給食が一時ストップする可能性も出てくる。給食の内容についても、提供数が大幅に増えれば、献立の内容も含めて、今の小学校給食のレベルの維持は難しくなることが予想される。

委員長：人数だけで言うと、以前は1つの小学校で現在の小中の両方をカバーする数の給食を作っていたが、今の小学校の給食設備では、それは無理だという話ですね。このことについて、よろしいでしょうか。

事務局（北野課長）：次に方式別の給食のおよその開始時期等について説明させていただく。精道中、山手中は校舎の耐震工事を行っているが、耐震工事から10年を経過しないで校舎を取り壊した場合は、国からの補助金を返還しなければならない。このことを踏まえて校舎の建て替えについては、教育委員会の実施計画では、山手が平成29～30年度、精中が平成31～32年度としており、仮にこの計画どおりに進めるとなると、給食実施は、この年度以降ということになる。潮見中だけは校舎の建て替えがないので、比較的早く実施出来る。山手中、精道中の建て替え計画を前倒し出来るかどうかは、補助金の返還の問題や市の財政状況によるが、いずれにしても3中学校の給食の同時開始は、非常に難しいと考える。

親子方式については、先程、説明させていただいたとおり、昭和50年代は多くの数の給食を提供できていたが、献立、設備、アレルギー対応が変わっており、実施するには必ず調理場の増築や調理器具の入れ替えが必要になる。また、親子方式の場合も工場扱いとなるため、3小学校において公聴会の開催、建築審査会の同意と特定行政庁の許可が必要となる。こうした問題をすべてクリアできれば、平成28年頃に実施できる可能性はあるが、今の小学校給食に与える影響が非常に大きいことから、事務局としては親子方式の実施は困難であると考えている。

センター方式については、センターを建設するための工場用地の確保が課題となる。芦屋には工場用地はないが、工場用地でなくても公共上やむを得ない場合は、建設が可能という例外規定がある。ただし、親子方式と同様に設置する前に公聴会の開催、建築審査会の同意、特定行政庁の許可は必要となる。土地の取得等に

どのくらいの時間がかかるかは不透明だが、センター方式であれば、平成28年頃に3校同時に給食を実施することができる。センター用地としての可能性のある場所については、後から地図等を用いて説明をさせていただく。

デリバリー方式は、阪神間で実施している学校はなく、業者の確保が難しい。業者からは、複数年の契約の確約がないと、新規の設備投資はできないと言われていた。さらに価格競争になると、給食を作る環境や給食の質が低下する可能性もある。つなぎとしてのデリバリー給食は、なおさら難しい。尼崎市は中学校3校で、弁当販売を昨日から始めた。市の栄養士がメニューを作り、希望者に弁当を1食350円で提供している。業者の工場が市教委から離れたところにあるため、作っている過程をチェックできないところが課題と聞いている。このことから本市においては、デリバリー給食の実施は難しいと考えている。

長谷川委員：校舎の建て替え予定の話が出ているが、それぞれの中学校は何年に耐震工事を行っているのか。

事務局（長良課長補佐）：精道中は平成19～21年度、山手中は平成14～15年度で、平成22年に一部、耐震工事を行っている。

長谷川委員：いつからなら建て替えができるか。

事務局（長良課長補佐）：山中なら平成33年。個別案件なので、審査することになる。

長谷川委員：補助金を返還しないで済むようにしたいということですね。

事務局（長良課長補佐）：はい。

青田委員：4つ方式をそれぞれ検討して1つに決めるのではなく、場合によっては親子と自校を組み合わせることも出来るのではないか。

事務局（北野課長）：1小学校で1中学校に提供しきれない場合は、複数の小学校で対応することになる。この場合小学校はメニューを統一したり、行事を調整したりする必要はある。このことから複数の小学校が1つの中学校をカバーするやり方は、選択肢から外した方が良く考えている。

委員長：可能性のあるところの情報をもらいたい。例えば、小学校の給食で余裕があるので中学校もカバーできるところはあるのか。

事務局（北野課長）：精中の700食余りの数を受けられる小学校は見当たらない。

委員長：他の2つの中学校について、可能性はあるということか。

事務局（北野課長）：可能性がないとはいえない。

委員長：デリバリー方式は難しいとはいうことは、前日も話の中に出てきたが、今ある業者の中に、引き受けようというところがないので、どうしてもデリバリーでとなれば、新たな業者を開拓するということですね。センター方式でも、職員は業者から派遣というのであればデリバリー方式に近いともいえるでしょう。これまで論議の中では、常に給食の質の維持という話をしてきた。デリバリーのお弁当は、

今の小学校のレベルとは明らかに違うので、これについてはあり得ないということ
と良いですか。

事務局（長良課長補佐）：次に、市内でセンター等を建設できる可能性のある地域について
説明をさせていただきます。前に示した地図をご覧ください。濃い緑①は第一種
低層住居専用地域で山手中、山手小がこの中に入ります。黄緑は③の地域（第1
種中高層住居専用地域）で①より規制が緩和され小規模な店舗も建てられます。
精道小、宮川小、岩園小、朝日小、潮見小、浜風小、精中がここに入ります。黄
色は⑤の地域（第1種住居地域）で、大きな店舗が建てられ、打小、潮中がここ
に入ります。⑧は近隣商業地域でかなり大規模な店舗が建てられますが、この中
に学校はありません。センターを建てられるのは⑩～⑫の工場地域にあたる場所
になりますが、芦屋には該当する場所がなく、それ以外の場所にセンターを建設
しようと思えば、公聴会、建築審査会などの同意や許可が必要となる。センター
方式ではこの手続きが1箇所ですが、親子方式は3箇所、必要となる。

委員長：一定の面積が確保できれば、許可を得てセンターを建設できるのではと個人的に
は思う。

山口委員：三田の給食センターを視察して、まさに工場だなと思った。センターが給食の
設備であれば芦屋の市民に同意いただけるのかなと思う。

委員長：工場であるし、今まで見たことのない車が走るわけだから周辺への影響がないと
は言えないでしょう。

長谷川委員：あれだけの大きな工場、広い敷地は、芦屋の既存の住宅地の中には見あた
らない。できるとしたら、南芦屋浜かなと思うが、臭い、騒音、排気ガスの問題で、
賛成が得られるかはわからない。

委員長：芦屋市では3中学校あわせて何食作ることになるのか。

事務局（北野課長）：1、600食程度となる。

委員長：小学校全体では、何食になるのか。

事務局（北野課長）：児童数だけでいうと約4、600食になる。

委員長：三田のセンターは、芦屋市の小中を合わせた数でも十分にカバー出来ますね。

事務局（北野課長）：カバーできる。現在、想定している本市のセンターの敷地面積は、三
田の給食センターの3割程度と見込んでいる。

委員長：アレルギー対応について、国は「除去食」と言っているが、センター方式で除去
食をつくるとなると、そのためのスペースを作らないといけない。自校方式であ
っても全てに対応することは難しい。

富永委員：芦屋市の小学校では「除去食」の対応をしている。全ての食材についてやれる
範囲で除去食を作っている。

山本委員：アレルギー対応については、全てに対応することは困難である。保護者の中
には自分の子どもの給食に使用する油を持参してくるケースもある。視察した三田

の給食センターの対応は、芦屋でいう除去食対応ではないと思った。センター方式では除去食の対応はやりにくく、当然、規模が小さい方が対応しやすい。

松本委員：三田のやり方で保護者から不満の声があがっていないと聞いて驚いた。小学校分に加えて中学校分も対応するとなると大変だと思うが、年齢が上がるとアレルギーが減ると聞くことがある。中学校でアレルギー対応が必要な子どもはどれ位減るのか。

平岡委員：中学でアレルギー対応が必要な生徒を調査すると、学年で20～30人は何かしらのものを書き上げてくる。それを見て調理実習の内容を考えるので、決してアレルギー対応が減るという実感はない。

委員長：中学校でもある程度の数があがると思うので、予定しておいた方が良いでしょう。事務局からセンター等の建設用地についての資料提供があったが、表の資料なども参考にして、ご意見はあるか。

松本委員：保護者としては、自校方式を思い描いている。精道中、山手中の建て替えが計画に入っているので、急がないといけないという特別な事情がないのであれば、建て替えを待って自校方式で進めるのがよいと思う。

委員長：建て替えが終わる平成32年まで待てるかという議論になるだろう。これもありかなとは思う。皆さんの合意が得られれば、悪い話ではないと考えるがどうか。

山本委員：小学校に勤務していて、自校方式が一番良いと感じている。しかしながら自校と仮定した時、お金、維持管理、年数がかかる問題がある。スタートの時期を分けても良いとなれば、潮見中学校で自校方式を最初に始めるのがよいのではないか。

友廣委員：給食実施の署名を集めていて、その中でも自校方式を求める声が多かった。そして、質の確保、そして早くやってほしいという声も多かった。今の話だと、先送りすることになるのではないか。

委員長：実施方式の組み合わせも含め、いろいろな可能性を探る必要がある。補助金の返還の問題も含めて、校舎の建設費など必要額が膨大になることから、給食だけの問題ではすまなくなる。

青田委員：デリバリー方式とセンター方式は現実問題として難しいということは、皆さんも理解されていると思う。自校方式は要望が強いので、それに親子方式を入れるのか捨てるのかの論議になるのではないか。ただし、精道中分を親子方式でカバーするのは能力的に無理だろう。

委員長：完全な自校方式に固執するのかどうか。完全な自校方式であれば、平成30年過ぎまで待つということではどうか。

長谷川委員：自校なら校舎の建て替えになるが、潮見中だけが先にスタートすることはあり得ないと思う。保護者からは必ず、公平性について意見が出る。3中学校の同時スタートをお願いしたい。

35人学級が見込めるので、教員数が増えれば給食指導にあたっては大変ありが

たい。

中学校では以前から、パン販売、業者弁当の販売を実施している。給食実施まで多少の時間がかかるとすれば、そのつなぎの期間において、現在の弁当の中身、業者の問題の改善、補助について再検討を加えていく必要がある。

杉本委員：中学生の保護者の立場としては、3校同時でなく、多少のズレはあってもよいと考える。

委員長：多少が10年であればどうか。

杉本委員：ほったらかしではなく、きちんと計画が示されていれば、違っていても良いのではないか。

委員長：1人1人、そのズレの長短の捉えかたは違うでしょうね。

青田委員：メリット、デメリットはある。開始時期を合わせることは理想だが、現実、難しい。ただしそのズレが10年スパンになるのであれば変わってくる。

山本委員：小学校が建て替えられ、後から作られた調理場は、先のものから随分、改良されている。精道小はドライ方式の調理場になっている。

委員長：調理機器についてもかなり変わっている。給食施設、調理機器の進歩もあるので、ずらして実施するというのも1つの考え方になる。補助金の額が大きいので、建て替えを早めることは、給食のことで余計なお金を使わせることになる。

松本委員：10年ではなく、8年後のこと。中学校2校同時の建て替えは実際、財政的に出来ないだろう。何をやっても文句は出るので、順番にやらないと仕方がない。親子方式は、山手中と精道中は無理で、潮見中は親子方式でいけるかもしれないが、土地があるので自校方式でできるということなら、親子方式は検討からはずしてもいいのではないか。

長谷川委員：潮見中で本当に自校方式はできるのか。給食施設を建てることで、テニスコートがなくなることになれば、それは困る。

委員長：現在、市の管轄している土地で、中学校の給食を作れるところがあるかどうか。小中学校の枠をはずして考えてはどうか。

青田委員：全体で1,600食と考えるから難しいのであって、300食や400食ならどうなのか。理想論だけでなく、現実論を持っておかななくてはならない。その中でこれは無理だというものを外していってもらえればよい。

委員長：親子的、センター的なもので、食缶方式で温かいものが届き、配膳されるのであれば、それはあっても良いのではないか。スタートの時期が多少のズレについては、それがどのくらいまでなら許されるのかになるだろう。

山口委員：補助金の問題があるが、給食室や給食棟をどこに作るかによっては、時期を多少、早めることは出来ると思う。動線も考えないといけないが、給食棟を早めに建てることもありえる。センター方式は近隣の住民の理解が必要だが、潮見小に民間保育所を誘致するときは、反対の声が大きかった。ただし、給食ということなら認められるのかも知れない。

委員長：センター方式なら同時スタートで、自校方式なら開始時期にズレが生じる。今後、自校方式を基本として論議を進めていくが、自校方式にも様々な問題がある。この整理は次回までの宿題にする。あわせて、事務局には小さなセンター方式がどこまで可能かも含めて、問題を整理してもらいたい。親子方式でも配送車はそこから出発する。地域の様々な人からの意見も出るだろう。
また、これまでの論議を踏まえて、今後の検討の中では、デリバリー方式は、選択肢からはずすことを確認するが、よろしいですね。

三木市の吉川町は中学校の敷地の中にセンターが建っている。自校方式兼センターというのを行っている。小中学校の敷地内で作るという方法もあるということで、潮見小や潮見中の中に土地があるのなら、そこにセンターが作れるかもしれない。経常経費や維持管理費、自校方式と仮定した可能性など、いくつかの可能性を事務局で探してもらいたい。開始時期が学校によってズレが生じることはありえると思う。

樽井委員：小学校の保護者としては、そんなに長くは待てないのではないかと思う。

松本委員：保護者の都合よりも、子どものために良いかたちで給食を実施したい。

委員長：芦屋全体の給食のことを考えていくことが大切だろう。

平岡委員：中学校はずっと長くお弁当だった。敷地がない所に教育活動に弊害を与えてまで給食を早く進めるということであってはいけないと思う。

委員長：今日の意見交換はここで終わります。

事務局（北野課長）：確認ですが、親子方式も小さなセンターという考え方が示されたが、複数の小学校で1つの中学校をカバーするやり方は、なしとしてよいか。

委員長：基本は、なしということで確認するがよろしいですね。

事務局（北野課長）：今後の日程については、レジメに示すとおり市内の小中学校の給食、昼食の視察を実施する。また他市の中学校の給食視察を11月22日に実施する。次回の検討委員会は、11月29日に開催する。

以上